

令和2年5月14日

学生及び保護者の皆様

学生主事

特別定額給付金事業および国による支援制度の案内について

国による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした、以下のような特別定額給付金事業の実施が予定されています。

#### 特別定額給付金事業(概要)

- 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者を給付対象者、その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付。
- 申請は、世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施。
- 受付開始日及び給付開始日は市区町村において決定され、申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

特別定額給付金の申請書等は住民基本台帳の世帯主宛てに郵送されることから、住民票を異動している場合は、学寮、下宿、アパートに届くことも想定されます。

舞鶴市に住民票を異動している寮生の申請書が学寮に届いた場合、寮務係より本人に連絡をとり、転送等の対応を行います。また、通学生で下宿、アパートに住民票を異動しており、帰省中のため自宅で郵便物を受け取れない場合は、日本郵便の転送サービスを利用することができます。また、マイナンバーカードをお持ちの場合は申請書を受け取らなくても、オンラインでの申請が可能ですので、適宜行ってくださいますようお願いいたします。詳細につきましては、下記「特別定額給付金事業の概要」ページをご参照ください。

また、給付金を装った詐欺等の発生も想定されますが、市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありませんので、そのことについてもご注意ください。

#### 特別定額給付金事業の概要(総務省のホームページにリンクします)

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/kyufukin.html?fbclid=IwAR2\\_Yjv0VKT-YMHG7Rrha3MmhqXbMzZ3R1V7FtYVVdMvQZzp0IHutJYcIUA](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html?fbclid=IwAR2_Yjv0VKT-YMHG7Rrha3MmhqXbMzZ3R1V7FtYVVdMvQZzp0IHutJYcIUA)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けておられる場合には、別途ご案内しております奨学金以外に、例えば、厚生労働省の実施している緊急小口資金貸付などもございます。他に雇用に係る支援として、厚生労働省の雇用調整助成金において、学生アルバイトを含む非正規雇用も対象とする特例措置もございますので、併せてご案内いたします。

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（厚生労働省のホームページにリンクします）**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10106.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10106.html)

**雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省のホームページにリンクします）**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)